

●香川県告示第85号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年2月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 起業者の名称

三木町

2 事業の種類

農業集落排水事業三木東地区汚水処理施設建設工事及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県木田郡三木町大字下高岡字八戸及び字新開地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県木田郡三木町大字下高岡地内において施行する「農業集落排水事業三木東地区汚水処理施設建設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「農業集落排水事業三木東地区汚水処理施設建設工事」（以下「本体事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業に伴う附帯事業として行う進入道路建設工事は、本体事業で建設する汚水処理施設の維持管理を行うために欠くことができない通路を建設するものであることから、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である三木町は、既に用地取得に要する経費の予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

近年、農村地域では、生活様式の高度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農業用排水施設の維持管理費の増大、農作物の生育障害、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。また、公共用水域の水質悪化の要因ともなっている。

三木町ではこのような状況に対処するために、平成4年3月に農業集落排水事業三木地区基本計画を策定（平成13年11月に見直し）し、6区域において汚水処理施設を農業集落排水事業

により建設することとしている。

本件事業は、この基本計画の一環として、三木東地区において、処理対象人口3,600人、時間最大汚水量を117m<sup>3</sup>に設定し、1日当たり972m<sup>3</sup>の汚水処理を可能とする汚水処理施設を建設しようとするものである。

本件事業の実施により、三木東地区の農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善が図られ、公共用水域の水質保全にも寄与することとなる。

なお、本件事業による周辺環境に及ぼす影響については、起業者は、悪臭の発生等、二次公害防止に配慮した施設構造を採用することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業の起業地内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から3案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

#### エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

#### ア 事業を早期に施行する必要性

近年、農村地域において、農業用排水の汚濁により、農業用排水施設の維持管理費の増大や農作物の生育障害等の問題が生じており、農業用排水の水質を保全し、農村生活環境の改善を図るため計画された本件事業は、早期に施行する必要性が認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

三木町上下水道課